

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 下水道建設課

許認可等の内容		排水設備設置の免除に係る許可
根拠法令等及び条項		下水道法第10条第1項ただし書き
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	下水道法第10条第1項ただし書き、下水道法施行令第7条
	参考事項	
	設定等年月日	昭和33年 4月24日設定 平成23年12月14日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 許可基準</p> <p>下水道法第10条第1項ただし書き</p> <p>特別の事情により、公共下水道管理者の許可を受けた場合、または政令において定められた場合</p> <p>(政令で定める場合)</p> <p>下水道法施行令第7条</p> <p>鉱山保安法第8条第1号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合</p>	